

多子世帯応援クーポン事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 多子世帯応援クーポン事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条（2）に規定する任意事業（市町村事業）に対して助成を行うことで、多子世帯の育児にかかる負担を軽減し、子育てしやすい環境を提供することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 必須事業（県事業）に金額を上乗せして実施する事業
- (2) 独自に実施する給付事業のうち第3子以降の児童に係る事業

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。また、この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める補助基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に2分の1を乗じて得た額。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、多子世帯応援クーポン事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が毎年度別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 多子世帯応援クーポン事業費補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、多子世帯応援クーポン事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 第2条に規定する別表の事業のうち、既存事業に対して補助を行う場合は、次のア又はイのいずれかを満たしていなければならない。

ア 第3子以降に対する事業単価の上乗せや対象サービスの拡大に該当する経費について、県補助分を充当すること。なお、一部財源振替と認められる場合は、振替えられた一般財源が少子化対策に充当されていること。

イ 財源振替と認められる場合は、振替えられた一般財源が少子化対策に充当されていること。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(知事が定める軽微な変更を除く)をする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を得た日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。

(軽微な変更)

第8条 前条(2)に規定する軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさないもので、補助対象経費の20パーセント以内の増減であるものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払いをすることができるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、多子世帯応援クーポン事業実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付することにより行うものとする。

(1) 多子世帯応援クーポン事業費補助金精算額調書(様式第7号)

(2) 事業実績書(様式第8号)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 実績報告は、事業完了後(第4条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに提出しなければならない。

(確定通知)

第11条 規則第14条の規定による確定通知は、多子世帯応援クーポン事業費補助金確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第3条、第4条、第6条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から適用する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助対象期間	補助基準額	補助率
商品券、 バウチャー等※	対象サービス※の 利用料のうち、 第3子以降の分	平成29年 4月1日 以降実施分	1人あたり 50,000円	1/2
出産祝い金等※	子育て世帯への給付に係る 経費のうち、 第3子以降の分			

※ 事業計画書に記載された内容で、知事が承認したものとする。

(様式第1号)

多子世帯応援クーポン事業費補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長 印

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、補助金等の交付手続きに関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 多子世帯応援クーポン事業費補助金所要額調書 (様式第2号)
- 3 事業計画書 (様式第3号)

(様式第2号)

多子世帯応援クーポン事業費補助金 所要額調書

市町村名： _____

(単位：円)

種別	事業名	補助対象 経費 ①	寄付金 その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	補助 基準額 ④	選定額 ⑤	補助 所要額 ⑥
合計							

(記入上の注意)

1. 種別欄には、実施要綱第2条(6)に規定する給付事業のうち該当するア～エを記入。
2. ①欄には、事業計画書(様式第3号)の6(1)支出予定額の合計額を記入。
3. ②欄には、事業計画書(様式第3号)の6(2)収入予定額の合計額を記入。
4. ④欄には、「50,000円(補助基準額)×事業の対象人数」の額を記入。
5. ⑤欄には、③欄と④欄を比較して低い方の金額を記入。
6. ⑥欄には、⑤欄の金額に補助率(1/2)を乗じて得た金額を記入。(1,000円未満は切捨て)

(様式第3号)

事業計画書

市町村名

1	事業名			
2	事業区分 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 子育て支援に関する内容を含むバウチャー事業	<input type="checkbox"/> 出産祝い金事業	
		<input type="checkbox"/> 子育て支援に関する内容を含む商品券事業	<input type="checkbox"/> その他これに類する事業	
3	事業概要 (具体的に記入) ※1			
4	根拠となる要綱・計画 ※2	<u>(要綱や計画の名称を記入)</u>		
5	実施方法 (該当するほうに○)	直営 ・ 一部委託	(委託の場合は記入) 委託先： 委託内容：	
6	補助対象経費			
	(1)支出予定額	費目	金額	説明(積算内訳等)※3
		合計		
	(2)収入予定額	費目	金額	説明(積算内訳等)※3
合計				
7	既存事業に対する補助の場合 (該当するほうに☑) ※4	<input type="checkbox"/> 第7条(1)のアに該当 (振り替えられた一般財源が充当される事業名:) <input type="checkbox"/> 第7条(1)のイに該当 (振り替えられた一般財源が充当される事業名:)		

※1 リーフレットやチラシ、その他事業の概要がわかる資料がある場合は添付すること。

※2 事業の根拠となる要綱や計画を添付すること。

※3 積算の詳細及び根拠が確認できる資料を添付すること。

※4 振り替えられた一般財源が充当される事業の概要が分かる資料を添付すること。

(様式第4号)

多子世帯応援クーポン事業費補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 上田清司

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった多子世帯応援
クーポン事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 補助条件
 - (1) この補助金の交付の対象となる事業については、事業計画書に記載された内容のとおりとする。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(様式第5号)

消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

第 号
平成 年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、多子世帯応援クーポン事業費補助金について、多子世帯応援クーポン事業費補助金交付要綱第7条(6)の規定に基づき、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額 金 円
- 3 関係書類
上記2の金額の積算内訳がわかる書類

(様式第6号)

多子世帯応援クーポン事業実績報告書

第 号
平成 年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、多子世帯応援クーポン事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績報告額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 3 関係書類
 - (1) 多子世帯応援クーポン事業費補助金精算額調書 (様式第7号)
 - (2) 事業実績書 (様式第8号)

(様式第7号)

多子世帯応援クーポン事業費補助金 精算額調書

市町村名： _____

(単位：円)

事業名	補助対象 経費 (実績額) ①	寄付金 その他の 収入額 (実績額) ②	差引 実績額 (①-②) ③	補助 基準額 ④	選定額 ⑤	補助 所要額 ⑥	交付 決定額 ⑦	差額 (⑥-⑦) ⑧
合計								

(記入上の注意)

- ①欄には、事業実績書(様式第8号)の6(1)支出額(実績額)の合計額を記入。
- ②欄には、事業実績書(様式第8号)の6(2)収入額(実績額)の合計額を記入。
- ④欄には、「50,000円(補助基準額)×事業の対象人数(実績値)」の額を記入。
- ⑤欄には、③欄と④欄を比較して低い方の金額を記入。
- ⑥欄には、⑤欄の金額に補助率(1/2)を乗じて得た金額を記入。(1,000円未満は切捨て)

(様式第8号)

事業実績書

市町村名

1	事業名			
2	事業区分 (該当するほうに☑)	<input type="checkbox"/> 子育て支援に関する内容を含むバウチャー事業	<input type="checkbox"/> 出産祝い金事業	
		<input type="checkbox"/> 子育て支援に関する内容を含む商品券事業	<input type="checkbox"/> その他これに類する事業	
3	事業概要 (具体的に記入)			
4	根拠となる要綱・計画	<u>(要綱や計画の名称を記入)</u>		
5	実施方法 (該当するほうに○)	直営 ・ 一部委託	(委託の場合は記入) 委託先： 委託内容：	
6	補助対象経費			
	(1)支出額 (実績額)	費目	金額	説明(積算内訳等)※
		合計		
	(2)収入額 (実績額)	費目	金額	説明(積算内訳等)※
合計				

※必要に応じ、積算の詳細及び根拠が確認できる資料を添付すること。

(様式第9号)

多子世帯応援クーポン事業費補助金確定通知書

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 上田清司

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定をした多子世帯応援クーポン事業費補助金については、平成 年 月 日付け 第 号による事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |